

環境影響評価指針部会における論点

I 計画段階配慮書手続について

	項目	論点	対応
1	対象事業を実施しない案の取扱い	計画段階配慮事項の検討における複数案の設定において、対象事業を実施しない案を含めるよう努める旨を規定するか。	主務省令の動向を踏まえ、複数案に設定に当たって、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該対象事業の目的が達成される場合等、対象事業を実施しないことが合理的であると認められる場合には、対象事業を実施しない案を含めるよう努める旨規定する。
2	多段階の意見聴取、配慮書の案を優先した意見聴取	位置を決定した後、配置を決定するなど計画立案を段階的に行う際に、事業者が適切と考えるそれぞれの段階ごとに一般の意見を複数回求めるよう努める旨（多段階の意見聴取）、及び配慮書の案について優先して一般の意見を求めるよう努める旨（配慮書の案を優先した意見聴取）の規定について、環境影響評価法に基づく基本的事項及び廃棄物最終処分場に係る主務省令と同様に環境影響評価指針において規定するか。	<p>条例では「配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」とされており、これは配慮書の案又は配慮書の少なくともどちらか一方において意見を聴取するよう配慮書事業者に努めさせる旨を規定したものであり、指針はこの範囲内で定めるべきである。</p> <p>このため、「多段階の意見聴取」及び「配慮書の案を優先した意見聴取」に努める旨の規定は、条例に基づく意見聴取の際の留意点としての位置づけとすれば、条例の規定の範囲を超えるものではないと解釈できる。</p> <p>以上のことから、条例の趣旨を踏まえ、これらの意見聴取の方法を実質的に事業者に義務づけるような運用にならないよう留意しつつ、「多段階の意見聴取」及び「配慮書の案を優先した意見聴取」について指針に規定する。</p>

II 方法書以降の手續について

	項目	論点	対応
3	生物多様性オフセットについて	事業実施区域外における代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）の適切な手法について環境影響評価指針に規定するか。	<p>生物多様性に係る環境要素の調査、予測及び評価の手法については、国の「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」において、生物多様性オフセットが今後の課題として整理されており、現段階では指針に規定しない。</p> <p>しかし、愛知県では、代償ミティゲーションの仕組作りについて専門家に意見を聴きながら検討しており、今後、ある程度の実績を積み重ねた段階で、環境影響評価の評価手法とすることについて検討する。</p>
4	風力発電所の追加に伴う低周波音等の取扱い	対象事業への風力発電所の追加に関して、参考項目、参考手法にどのように反映するか。	<p>参考項目：「風力発電所に係る主務省令」に準じて「風力発電設備の稼働」による「風車の影」、「動物」、「生態系」を、低周波音等の問題を背景に条例対象事業に風力発電所を追加することとした経緯を踏まえ「低周波音」を追加する。</p> <p>参考手法：「風力発電所に係る主務省令」及び「風力発電のための環境影響評価マニュアル」に準じて手法を追加する。</p>
5	工事中の温室効果ガスの取扱い	廃棄物最終処分場に係る主務省令において、「工事の実施」における「温室効果ガス」が参考項目・参考手法に追加されたことを踏まえ、指針において、すべての事業について、同様に参考項目・参考手法に追加するか。	<p>廃棄物最終処分場以外の事業種においても、建設機械の稼働や資材等の運搬車両の走行に伴う温室効果ガスの排出という点では大きな差はないと考えられることから、すべての事業について「工事の実施」における「温室効果ガス等」について参考項目・参考手法に追加する。</p> <p>なお、運用に当たっては、参考項目・参考手法は、あくまで環境影響評価項目及び当該項目の調査、予測の手法の選定に当たって参考にすべき情報の一つに過ぎず、むしろ事業特性や方法書手續を通じて得られた情報等を十分に踏まえて項目等の選定がなされるものであることに留意する必要がある。</p>